

# 認定個人情報保護団体として行う業務に関する規約

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規約は、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム（以下「当団体」という。）が個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第37条第1項の規定に基づき、主務大臣から認定を受けた認定個人情報保護団体として行う業務（以下「認定業務」という。）等について定め、もって認定業務等の適正な実施を確保することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規約において使用する用語は、個人情報保護法において使用する用語の例による。

### (対象事業者の範囲)

第3条 当団体が行う認定業務の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、モバイルコンテンツ関連事業その他の事業（総務省又は経済産業省の所管する分野に限る。）を行う者であって、対象事業者となることに同意した事業者とする。

## 第2章 業務

### (業務)

第4条 当団体は、個人情報（個人データ）、仮名加工情報及び匿名加工情報の適切な取扱いの確保に資するため、次に掲げる認定業務を行う。

- 一 対象事業者の個人情報（個人データ）、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理
- 二 個人情報（個人データ）、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供
- 三 個人情報保護指針を定め公表するとともに、対象事業者に対し当該指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置をとること
- 四 その他対象事業者の個人情報（個人データ）、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

### (目的外利用の禁止)

第5条 当団体は、認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないものとする。

## 第3章 対象事業者等

### (対象事業者になるための手続等)

第6条 対象事業者になろうとする者は、別に定める申請書に必要事項を記載した書類を添えて、当団体に提出するものとする。

2 当団体は、前項の申請書を受理したときは、別に定めるところにより、その記載事項について審査し、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認められるときは、対象事業者として登録し、対象事業者一覧に記載するものとする。

- 一 本規約の趣旨に賛同し、個人情報保護法及び当団体が定める個人情報保護指針に従い、個人情報（個人データ）、仮名加工情報及び匿名加工情報を適切に取扱うこと
- 二 個人情報保護法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者に該当しないこと
- 三 当団体は、前項各号のいずれかに適合していないと認められる者に対しては、その旨を申請者に通知するものとする。

（対象事業者を止める際の手続）

第7条 当団体の行う認定業務の対象となることを止めようとする者は、当団体に対して書面により、届出なければならない。

（対象事業者としての登録の取り消し）

第8条 当団体は、対象事業者が第6条第2項各号又は第12条のいずれかに適合しないと認められるに至った場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事業者としての登録を取り消すことができる。

- 一 申請書記載事項に虚偽の事実が記載されていることが判明したとき
- 二 第13条に規定する義務を怠ったとき
- 三 年登録料の支払いを怠ったとき

（登録取り消し時の登録料の取扱い）

第9条 当団体は、前2条の規定により対象事業者でなくなった者が既に支払った登録料は返納しない。

（対象事業者の公表）

第10条 当団体は、対象事業者の氏名又は名称、及び連絡先を当団体のホームページ等で公表するものとする。

（対象事業者等の権利）

第11条 対象事業者は、認定個人情報保護団体の名称として及び苦情の解決の申出先として当団体を用いることができる。

2 対象事業者は、当団体から個人情報（個人データ）、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての情報の提供その他個人情報（個人データ）、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保に関し必要な助言を受けることができる。

3 当団体の対象事業者でない者は、当団体の個人情報保護指針を活用してはならない。また、認定個人情報保護団体及び利用者の苦情の解決の申出先として当団体を用いてはならない。

（対象事業者等の義務）

第12条 対象事業者は、個人情報保護指針を遵守しなければならない。

2 当団体が個人情報保護指針を遵守させるために必要な範囲で対象事業者に対して指導、勧告その他の措置を行った場合は、当該対象事業者は、その措置に従わなければならない。

3 当団体が本人等から対象事業者の個人情報（個人データ）、仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱いに関する苦情を受けて、当該対象事業者に対して当該苦情の迅速な解決を求めたときは、当該対象事業者は迅速かつ誠実に当該苦情の解決に努めるとともに、その結果について当団体に報告するものとする。

4 当団体が、個人情報保護法第42条第2項の規定に基づき、対象事業者に対して、文書

若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めたときは、当該対象事業者は誠実に対応しなければならない。

#### 第4章 登録料等

(対象事業者の登録料等)

第13条 対象事業者は、対象事業者になったとき、及びその後は毎年度一回、別に定めるところにより、当団体に対し登録料を納入しなければならない。

2 登録料は別に定める。

#### 第5章 会計（会計）

第14条 認定業務に係る会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わるものとする。

#### 第6章 雑則

(主務大臣への報告)

第15条 当団体は、認定業務の実施状況について毎年定期的に主務大臣へ報告するものとする。

(規約の変更)

第16条 当団体は、この規約を変更した場合は主務大臣に届け出るものとする。

#### 第7章 施行

(施行)

第17条 この規約は、当団体が主務大臣から認定個人情報保護団体の認定を受けた日から施行する。

(改正履歴)

- ・ 制定日 平成29年5月26日
- ・ 改定日 平成29年9月5日
- ・ 改定日 令和6年5月14日